


常磐自動車道の（仮称）双葉インターチェンジ  
整備に係る費用負担に関する細目協定書



福島県（以下「甲」という。）、双葉町（以下「乙」という。）及び環境省（以下「丙」という。）は、平成27年11月2日付けで締結した「常磐自動車道の（仮称）双葉インターチェンジの整備に係る基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり細目協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、基本協定書第5条に規定する費用負担について、甲、乙及び丙が負担する予算を計画的に確保できるよう必要な事項を定めることにより、（仮称）双葉インターチェンジ（以下「双葉IC」という。）の早期整備と円滑な執行を図ることを目的とする。

（費用の負担）



第2条 基本協定書第5条に基づく、甲、乙及び丙の年度毎の費用負担の概算額は、別添-1「実施計画書」のとおりとする。


2 甲の負担金については、乙が、別に定める交付要綱に則り、毎年度申請し、甲は、乙に当該負担金を支出するものとする。

3 丙の負担金については、毎年度所要の手続を経て、丙は、乙に当該負担金を支出するものとする。

4 乙が負担する予算については、乙が別途確保するものとする。

5 基本協定書第5条第4項に規定する双葉IC整備費用負担対象額に増減が生じる場合の協議の際には、丙の費用負担は中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に対応するために行われるものであることに留意しつつ、甲、乙及び丙が協議して、所要の調整を行うものとする。

（有効期間）



第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から各条項の事務完了の日までとする。

（協定の変更）

第4条 この協定の内容を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、変更するものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して対応するものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保持する。

平成27年12月7日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県知事 内堀 雅雄



乙 福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28番地  
双葉町長 伊澤 史朗



丙 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
環境省放射性物質汚染対処技術統括官  
縄田 正



【別添－1】

実 施 計 画 書

(単位：千円)

負担内訳	実 施 計 画 額					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	計
合計	210,000	816,500	340,500	627,500	764,500	2,759,000
福島県	210,000	153,000	161,500	269,150	362,600	1,156,250
双葉町	—	261,000	—	60,000	—	321,000
環境省	—	402,500	179,000	298,350	401,900	1,281,750





常磐自動車道の（仮称）双葉インターチェンジ整備  
に係る費用負担に関する細目協定書（第1回変更）

福島県（以下「甲」という。）、双葉町（以下「乙」という。）及び環境省（以下「丙」という。）は、平成27年12月7日付けで締結した「常磐自動車道の（仮称）双葉インターチェンジ整備に係る費用負担に関する細目協定書」（以下「原協定書」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり協定の一部を変更する。

1. 原協定書第2条（費用の負担）第1項の別添-1「実施計画書」を、別添-1「実施計画書（第1回変更）」のとおり変更する。

以上、この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保持する。

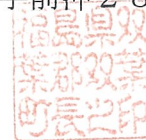
平成30年 3 月 8 日



甲 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県知事 内堀 雅雄



乙 福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28番地  
双葉町長 伊澤 史朗



丙 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
環境省環境再生・資源循環局長  
縄田 正





【別添－ 1】

実施計画書（第 1 回変更）

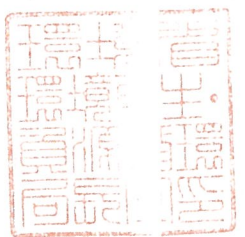
上段：前回、下段：今回（単位：千円）

負担内訳	実施計画額					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	計
合計	210,000	816,500	340,500	627,500	764,500	2,759,000
	559,617	679,136	340,500	1,441,250	1,846,259	4,866,762
福島県	210,000	153,000	161,500	269,150	362,600	1,156,250
	204,635	153,000	161,500	650,122	1,071,960	2,241,217
双葉町	—	261,000	—	60,000	—	321,000
	—	123,636	—	141,018	—	264,654
環境省	—	402,500	179,000	298,350	401,900	1,281,750
	354,982	402,500	179,000	650,110	774,299	2,360,891











常磐自動車道の（仮称）双葉インターチェンジ整備  
に係る費用負担に関する細目協定書（第2回変更）

福島県（以下「甲」という。）、双葉町（以下「乙」という。）及び環境省（以下「丙」という。）は、平成27年12月7日付けで締結した「常磐自動車道の（仮称）双葉インターチェンジ整備に係る費用負担に関する細目協定書」（以下「原協定書」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり協定の一部を変更する。

1. 原協定書第2条（費用の負担）第1項の別添-1「実施計画書」を、別添-1「実施計画書（第2回変更）」のとおりに変更する。

以上、この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保持する。

令和 2年 2月 21日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県知事 内堀 雅雄



乙 福島県双葉郡双葉町大字新山字前沖28番地  
双葉町長 伊澤 史朗



丙 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
環境省環境再生・資源循環局長  
山本 昌宏



【別添－ 1】

## 実施計画書（第2回変更）

上段：前回、下段：今回（単位：千円）

負担内訳	実施計画額						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	計
合計	559,617	679,136	340,500	1,441,250	1,846,259	0	4,866,762
	559,617	679,136	340,500	1,383,278	3,004,234	1,699,998	7,666,763
福島県	204,635	153,000	161,500	650,122	1,071,960	0	2,241,217
	204,635	153,000	161,500	650,122	2,171,963	300,000	3,641,220
双葉町	—	123,636	—	141,018	0	—	264,654
	—	123,636	—	83,046	57,972	—	264,654
環境省	354,982	402,500	179,000	650,110	774,299	0	2,360,891
	354,982	402,500	179,000	650,110	774,299	1,399,998	3,760,889

福島県知事印

福島県庁

福島県庁